

したがって、医療の過程において予期しない患者死亡が発生した場合や、診療行為に関連して患者死亡が発生した場合に、異状死届出制度とは異なる何らかの届出が行われ、臨床専門医、病理医及び法医の連携の下に死体解剖が行われ、適切な医療評価が行われる制  
度があることが望ましいと考える。しかし、医療従事者の守秘義務、医療における過誤の判断の専門性、高度の信頼関係に基礎をおく  
医師患者関係の特質などを考慮すると、届出制度を統括するのは、犯罪の取扱いを主たる業務とする警察・検察機関ではなく、第三者  
から構成される中立的専門機関が相応しいと考えられる。このような機関は、死体解剖を含めた諸々の分析方法を駆使し、診療経過の  
全般にわたり検証する機能を備えた機関であることが必要である。また、制度の公共性と全国的運営を確保するために、中立的専門機  
関は法的にも裏付けられ、その必要な機能の一部には医療関連の行政機関の関与が望ましいと考えられる。

更に、届出事例に関する医療従事者の処分、義務的な届出を怠った場合の制裁のあり方、事故情報の公開のあり方などについても今  
後検討する必要がある。

以上により、医療の安全と信頼の向上のためには、予期しない患者死亡が発生した場合や、診療行為に関連して患者死亡が発生した  
すべての場合について、中立的専門機関に届出を行なう制度を可及的速やかに確立すべきである。われわれは、管轄省庁、地方自治体  
の担当部局、学術団体、他の医療関連団体などと連携し、在るべき「医療関連死」届出制度と中立的専門機関の創設を速やかに実現す  
るため結集して努力する決意である。

平成 16 年 9 月 30 日

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 社団法人日本内科学会      | 社団法人脳神経外科学会       |
| 社団法人日本外科学会      | 社団法人日本泌尿器科学会      |
| 社団法人日本病理学会      | 社団法人日本皮膚科学会       |
| 日本法医学会          | 社団法人日本麻酔科学会       |
|                 | 社団法人日本リハビリテーション学会 |
|                 | 日本臨床検査医学会         |
| 社団法人日本医学放射線学会   |                   |
| 財団法人日本眼科学会      |                   |
| 有限責任中間法人日本救急医学会 |                   |
| 社団法人日本形成外科学会    |                   |
| 社団法人日本産科婦人科学会   |                   |
| 社団法人日本耳鼻咽喉科学会   |                   |
| 社団法人日本小児科学会     |                   |
| 社団法人日本整形外科学会    |                   |
| 社団法人日本精神神経学会    |                   |